



障害福祉サービスに係る 移動系・訪問系サービス利用の手引き

武蔵野市障害者福祉課

令和 8 年 3 月 発行

内容

I	サービスの種類と対象者	- 2 -
II	居宅介護について	- 3 -
1	居宅介護の対象とならないサービス	- 5 -
2	障害児の利用時の注意点	- 6 -
3	共同生活援助利用者の通院等介助	- 6 -
III	重度訪問介護について	- 7 -
IV	同行援護（移動支援との併用は不可）	- 8 -
V	行動援護（移動支援との併用は不可）	- 8 -
VI	移動支援	- 9 -
VII	外出時の支援について	- 9 -
1	対象となる外出	- 10 -
2	対象とならない外出	- 10 -
VIII	小学生以下の利用についての注意点（行動援護は除く）	- 11 -
IX	介護保険制度対象者のかたへ	- 11 -
X	2人介護が可能な場合	- 11 -
XI	各サービスの支給量基準について	- 14 -
1	同行援護	- 14 -
2	行動援護	- 14 -
3	移動支援	- 15 -
XII	Q&A	- 16 -
	通院等介助・通院等乗降介助	- 16 -
	同行援護	- 16 -
	行動援護	- 16 -
	移動支援	- 17 -
	移動に関する全般的事項	- 19 -

1 サービスの種類と対象者

	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	移動支援
種別	個別給付				地域生活支援事業
対象者	障害者・障害児（身体障害、知的障害、精神障害）	障害者（重度の肢体不自由者または重度の知的障害者若しくは精神障害者で常時介護を要する者）	障害者・障害児（視覚障害により、移動に著しい困難を有する者）	障害者・障害児（知的障害、精神障害により行動上著しい困難を有する者で常時介護を要する者）	各障害者手帳を有する者（障害児は就学以降）
利用条件	障害支援区分1以上。ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）は次の①及び②のいずれにも該当する者 ①障害支援区分2以上 ②障害支援区分の認定調査項目のうち次に掲げる項目において支援が必要な場合 「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」	障害支援区分4以上に該当し、次の①または②のいずれかに該当する者 ①二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれかが「支援が不要」以外に認定されている者 ②障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目合計点数が10点以上である者	・同行援護アセスメント調査票調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者 ・日常生活上の判断、意思決定ができる者	以下のいずれにも該当 ①障害支援区分3以上 ②障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目合計点数が10点以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）である者	身体障害者については身体障害者手帳1・2級で全身性障害（両上肢かつ、両下肢または体幹、移動機能障害）を有する者（重度訪問介護対象者を除く）
支援の範囲	居宅における ○入浴、排せつ及び食事等の介護 ○調理、洗濯及び掃除等の家事 ○生活等に関する相談及び助言 ○その他生活全般にわたる援助 外出時における ○病院等への通院のための移動介助や屋内外における移動等の介助または通院先等での受診等の手続き、移動等の介助	居宅における ○入浴、排せつ及び食事等の介護 ○調理、洗濯及び掃除等の家事 ○生活等に関する相談及び助言 ○その他生活全般にわたる援助 外出時における ○移動中の介護 ※日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。 ○病院等に入院している者に対する意思疎通支援	外出時における ○移動に必要な情報の提供 ○移動の援護 ○その他外出時に必要な援助	○行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護 外出時における ○移動中の介護 ○排泄及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際に必要な援助	○社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動または社会参加のための外出の際の移動を支援 ○実施方法 ア 個別支援型 イ グループ支援型 ウ 車両移送型
移動の目的	○病院への通院等のための移動介助または官公署での公的手続き若しくは障害者総合支援法に基づくサービスを受けるための相談に係る移動介助 ○社会生活上必要不可欠な外出、社会参加のための外出 ※「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」を除く。				

II 居宅介護について

○ 居宅介護のサービス内容

日常生活に支障のある障害者（児）の居宅に、ホームヘルパーを派遣します。

このサービスは、利用者自らができることは行っていただき、できないことをヘルパーが支援するものです。

居宅介護のサービス内容は、利用者の身体に直接援助を行う「身体介護」と、掃除・洗濯・調理等の日常生活の援助を行う「家事援助」があります。また、病院や診療所への定期的な通院や、公的手続きまたは相談のために官公署を訪れる場合の外出支援を行う「通院等介助」及び「通院等乗降介助」のサービス、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

サービスの内容・支給量は、利用者の障害支援区分、障害の種類及び程度その他の心身の状況、介護を行っているかたの状況や環境等を総合的に判断します。

サービス等利用計画案には各支援内容ごとの所要時間を記載する必要があります。

①身体介護（入浴、排泄、食事等の介護）

〈主な内容〉

- ・食事介助
- ・排泄介助
- ・衣類の着脱
- ・入浴介助
- ・身体の清拭
- ・起床・就寝介助
- ・身体整容（爪切り等）
- ・体位交換
- ・服薬介助
- ・水分補給
- ・特段の専門的配慮をもって行う調理
- ・精神障害者（児）と一緒にいる調理、掃除、洗濯など

②家事援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる利用者に対して行われるもの）

〈主な内容〉

- ・洗濯
- ・掃除（本人が使用する居室、浴室、トイレ等）※1
- ・ゴミ出し
- ・調理・買い物（ヘルパーのみで行うもの）※2
- ・ベッドメイク
- ・育児支援※3
- ・代読・代筆※4

※1 「掃除」は家具の移動を伴うものや床の雑巾がけは対象外です。

※2 「調理」は原則、配食サービス等を優先します。調理を行う場合は日常的な範囲の調理（下ごしらえ、配膳後の後片付け等）に限定します。

※3 「育児支援」は、育児をする親が障害のために、子どもの保護者として本来家庭で行うべき養育を十分にできない場合に、代替するものです。次のいずれにも該当する場合に対象となります。

(ア) 障害者（親）が障害によって家事や付き添いが困難な場合

(イ) 障害者（親）の子どもが年齢や能力等により、一人では対応できない場合

(ウ) 他の家族等による支援が受けられない場合

※4 「代読・代筆」のみを目的とした家事援助は、視覚障害者が主な対象となります。

③通院等介助

通院等介助は、通院等のための屋内外における移動等の介助、通院先での受診等の手続きを行います。移動手段としては、公共交通機関だけでなくホームヘルパーが自ら運転する車両で移動する場合も含まれます。「通院等」の範囲は以下の(1)から(3)に掲げるものです。

- (1) 病院等に通院する場合
- (2) 官公署（国、都道府県及び区市町村の機関、外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。）並びに指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所。以下同じ。）に公的手続きまたは障害福祉サービスの利用に係る相談のために訪れる場合
- (3) 指定相談支援事業所における相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合

④通院等乗降介助

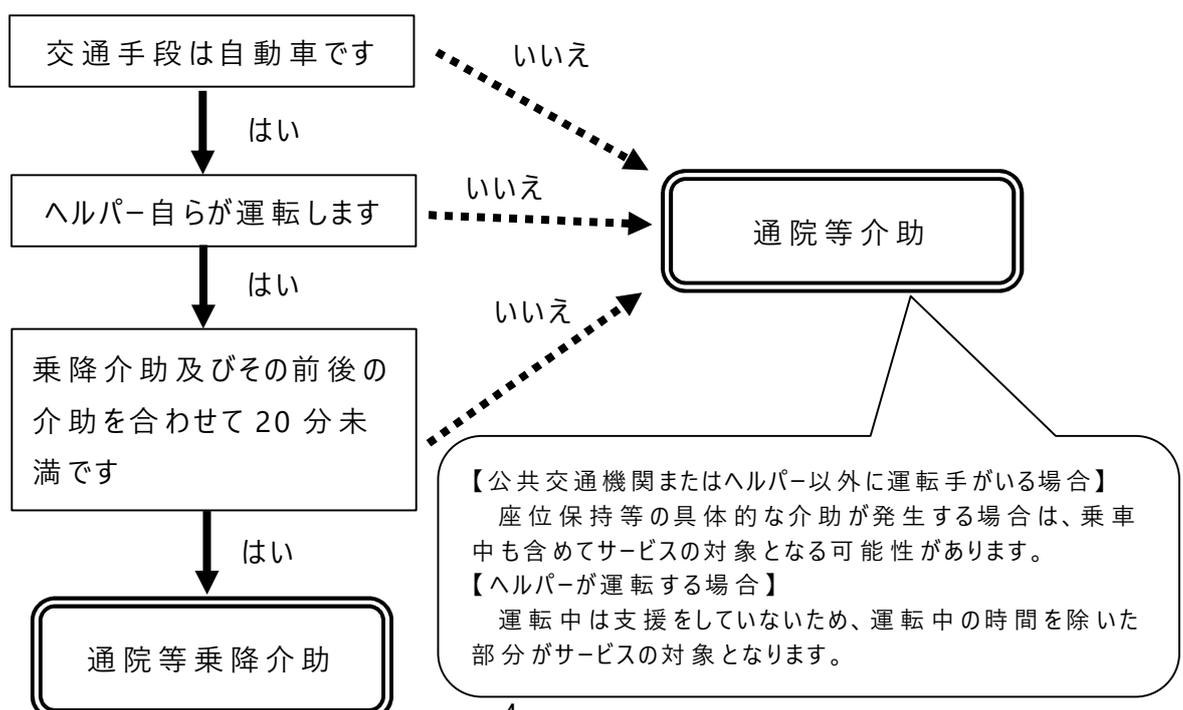
通院等乗降介助は、ホームヘルパーが自ら運転する車両への乗車・降車の介助とともに、乗車前または降車後の屋内外における移動等の介助、通院先での受診等の手続き（※）を行います。

※下線部の介助や手続きを行わない場合はサービスの対象ではありません。

通院等介助と通院等乗降介助の違い

ホームヘルパーが自ら運転する車両で移動する場合に、「乗車・降車の介助」及び「乗車前または降車後の屋内外における介助」に要する時間によって、どちらのサービスを利用するかが変わります。

要する時間が20分未満の場合は「通院等乗降介助」、20分以上の場合は「通院等介助」となります。



ホームヘルパーが自ら運転する車両の運賃については、事業所へお問い合わせください。ホームヘルパーが自ら車を運転する場合は、事業所は道路運送法上の許可または福祉有償運送の登録が必要となる場合があります。

1 居宅介護の対象とならないサービス

次に掲げるものは、原則対象となりません。

- ① 利用者が不在時のサービス提供
- ② 利用者が経済活動中におけるサービス提供
- ③ 利用者以外の者のための家事援助 ※育児支援を除く
- ④ 日常的に行われる家事の範囲を超える援助
- ⑤ 保健医療サービス等を利用している間のサービス提供
- ⑥ ヘルパーが行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

～具体例～

- ・入院中や医療機関での診療中などのサービス提供（※）
- ・本人が留守中の対応や接客
- ・ペットの世話
- ・家屋の修理やペンキ塗り
- ・大掃除、草むしり
- ・利用者本人が使用する居室以外の掃除や、日常生活を営むのに支障のないスペースの掃除（窓ふき、カーテンの洗濯、エアコン掃除等）
- ・家族との共有部分（利用者の使用により特段汚れてしまう場合や、同居家族が高齢または障害がある等特段の事情がある場合で、支援が必要であると認められる場合を除く）の掃除
- ・おせち料理などの特別な手間がかかる調理
- ・金銭管理
- ・医療行為や服薬管理
- ・リハビリ、マッサージ、散髪等の専門的スキルを必要とするもの
- ・クリーニングオフや返品行為

※院内スタッフ等による対応が難しく、利用者が介助を必要とする心身の状態である場合の移動の介助等や、障害特性等によりやむを得ないと認められる場合にヘルパーが本人に代わって診療情報の聞き取りや受け答えなどを診察室内において行うことは、対象となる場合があります。この場合は必ず事前に障害者福祉課までご相談ください。

2 障害児の利用時の注意点

保護者の育児支援ではなく、障害児本人に対する日常生活の支援である、という考え方から、居宅介護等の必要性が障害ゆえの状態によるものか単に年齢によるものかにより利用の可否を判断します。

以下、利用時の注意点です。

- ・余暇支援や経験拡大、留守番時の見守りなどには利用できません。
- ・乳幼児期の食事作りや洗濯は、保護者に対する育児支援にあたるものであるため、家事援助の利用はできません。
- ・保護者が不在時は、原則として利用できません。

3 共同生活援助利用者の通院等介助

共同生活援助（以下「GH」という。）利用者の外出支援については、GH内の支援者が原則として行うべき支援ですが、慢性疾患等で定期的な通院が必要で、GHの支援員が対応することが困難な場合においては、以下の要件に該当すれば利用できる可能性があります。該当する場合は事前に障害者福祉課にご相談のうえ、(2)の書類をご提出ください。

(1) 対象者の要件

- ① 障害支援区分が1以上であること
- ② 慢性疾患等で医師の指示により定期的な通院が必要であること
- ③ 個別支援計画に通院等介助が位置付けられていること
- ④ 通院等介助の利用は、月2回を限度とすること

(2) 必要な書類

- ① 医師意見書※医師作成（別添様式1）
- ② 通院等介助利用理由書※GH作成（別添様式2）
- ③ 個別支援計画※GH作成（任意様式）

(3) 留意事項

- ・障害者福祉課にて利用可能と判断した後でも、当該GH事業所におかれては、今後に向けて通院等介助を行えるような体制を整えていただくようお願いいたします。
- ・通院中に医師等から判断を求められた場合等はヘルパーからご家族にその場で連絡を取り対応できるように、家族とヘルパー間で連絡体制を整えておいてください。

Ⅲ 重度訪問介護について

○ 重度訪問介護のサービス内容

重度の肢体不自由者または重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を必要とするかたに対して、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、身体介護、家事援助、コミュニケーション支援や移動中の介護（通院等含む）が総合的かつ断続的に提供されるような支援を行います。※1

サービス内容・支給量は、利用者の障害支援区分、障害の種類及び程度その他の心身の状況、介護を行っているかたの状況や環境等を総合的に判断します。

〈主な内容〉

- ・入浴、排泄及び食事等の介護
- ・調理、洗濯及び掃除等の家事
- ・その他生活全般にわたる援助
- ・育児支援※2
- ・外出時における移動中の介護

（「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」を除く）

- ・入院中の病院等における意思疎通支援※3

※1 居宅介護（身体介護や家事援助等）との併給は原則できません。

※2 「育児支援」は、育児をする親が障害のために、子どもの保護者として本来家庭で行うべき養育を十分にできない場合に、代替するものです。次のいずれにも該当する場合に利用できます。

(ア) 障害者（親）が障害によって家事や付き添いが困難な場合

(イ) 障害者（親）の子どもが年齢や能力等により、一人では対応できない場合

(ウ) 他の家族等による支援が受けられない場合

※3 意思疎通支援の必要性（発語が困難、知的障害等）または介護方法の伝達の必要性（特殊な介護方法等が必要で、本人だけでは医療従事者に介護方法が説明できない）があり、次のいずれにも該当する場合に原則90日を上限として利用できます。なお、看護等の代替となるような支援については行えません。

(ア) 障害支援区分4～6

(イ) 病院等へ入院または入所をする前から重度訪問介護を受けている

重度訪問介護利用者大学修学支援事業

重度障害があるかたが修学するために必要な支援体制を大学等が構築できるまでの間において、修学に必要な身体介護等を提供し、大学等への修学をサポートします。次のいずれにも該当する場合に利用できます。※1

(ア) 市内に住所を有し、大学等に在籍する18歳以上のかた

(イ) 重度訪問介護の受給者証の交付を受けているかた

(ウ) 入学後に停学やその他の処分を受けていないかた

※1 大学等からの帰宅途中における余暇活動等、修学に関わらない活動への支援については対象外となります。

IV 同行援護（移動支援との併用は不可）

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、当該障害者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

○同行援護のサービス内容

- ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の提供（代読・代筆を含む。）
- ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- ・排泄・食事等の介護
- ・その他外出する際に必要となる援助

※出発前の準備や帰宅後の水分補給など、外出に伴う居宅内での介助は、15分以内であれば利用が可能です。

※ご本人とヘルパーの安全を守るため、白杖（視覚障害者安全つえ）の使用をお願いしております。

※下肢機能の低下が理由でご本人の歩行がふらつく場合などには、ヘルパーが身体を支える介助ができない場合があります。

V 行動援護（移動支援との併用は不可）

行動援護とは、知的障害または精神障害により行動上著しい困難があるかたに対して、居宅内や外出時に必要な支援を行うサービスです。

○行動援護のサービス内容

①予防的対応

- ・行動の予定が分からない等のため、不安定になったり、不安を紛らわすために不適切な行動が出ないように、あらかじめ日常生活の行動の順番や、外出する場合の目的地、道順、目的地での行動などを、言葉以外のコミュニケーション手段も用いて説明し、落ち着いた行動がとれるよう支援する
- ・視覚、聴覚等に与える影響が行動障害の引き金となる場合に、本人の視界に入らないよう工夫する等、どんな条件の時に行動障害が起こるかを熟知したうえで環境調整を行う等の予防的対応等を行う

②制御的対応

- ・何らかの原因で本人が行動障害を起こしてしまった時に本人や周囲の人の安全を確保しつつ行動障害を適切におさめる
- ・危険であることを認識できないために突然飛び出してしまうと言った不適切な行動、自分を傷つける行為を適切におさめる
- ・本人の意思や思い込みにより、突然動かなくなったり、特定のものに強いこだわりを示すなど極端な行動を引き起こす際の対応

③身体介護的対応

- ・便意の認識ができない者の介助や排便等の後始末等の対応
- ・食事を摂る場合の食事介助
- ・入浴及び衣服の着脱介助など

VI 移動支援

屋外での移動が著しく困難な障害のあるかたに対して、余暇活動のための外出や、通学などの際に付き添い、支援をする介助者（ガイドヘルパー）を派遣することにより、地域社会での自立生活及び社会参加を促進するための事業です。

この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条の地域生活支援事業として実施しているため、区市町村により運用が異なります。

○移動支援のサービス内容

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出

※原則として1日の範囲で用務を終えることができる利用に限られます。

※「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出」には利用できません。

なお、通学については、次のいずれかに該当する場合は事前に障害者福祉課に相談し、認められれば利用可能です。

- ・ひとり親で就労していて通学支援ができない場合
- ・保護者が疾病で通学支援ができない場合
- ・保護者が出産や入院などで一時的に通学支援ができない場合

VII 外出時の支援について

屋外での移動が困難なかたが外出する際に、ヘルパーが付き添い、移動中や目的地において、移動の介護、排泄、食事の介護、代筆・代読、危険を回避するための支援などを行います。

利用できるサービスは、障害種別ごとに異なります。支援の対象となる外出は、以下のものとなります。

1 対象となる外出

①社会生活上必要不可欠な外出

- ・家族の入学式、卒業式、保護者懇談会、運動会等学校行事、PTA活動（保育園・幼稚園・学校）
- ・家計の維持、財産の保全に係る手続き・相談（金融機関）※
- ・買い物（自宅近隣での日用品の買い物）
- ・理容、美容（理髪店、美容院）
- ・住居の取得、賃貸、維持管理、補修に係る契約、相談（不動産店等）※
- ・その他、上記に準ずる外出

※財産、経済活動に係る契約手続き自体は、支援の対象とはなりません。

②余暇活動等のための外出

- ・各種行事、研修会
- ・余暇、スポーツ、文化活動（映画館、体育館、美術館、各種講座等）
- ・初詣、墓参りなど社会的習慣
- ・ボランティア活動
- ・その他、上記に準ずる外出

2 対象とならない外出

原則、次に掲げるものは対象となりません。

- ① 通勤・勤務・営業・その他経済活動に伴う外出
- ② 宗教（布教）活動や特定の利益を目的とする団体活動
- ③ 事業者や団体が企画する活動中の外出
- ④ 事業者が提供する場所において、当該事業者が介護、見守り、余暇活動等のサービスを提供することを前提とした外出
- ⑤ サービス提供者が支援することなく、利用者とともに行う活動
- ⑥ サービス提供者に資格・習熟・用具の準備を求める活動
- ⑦ サービス提供者が危険を伴う活動
- ⑧ 通年かつ長期にわたる外出
- ⑨ その他、ギャンブル・飲酒を伴う外出など、社会通念上本事業を適用することが適当でない
と認められる外出及び活動

～主な例～

- ・利用者が自転車や自動車等の移動手段を自ら運転する外出
- ・ヘルパーが単独で外出するもの

- ・一緒にプールや温泉に入る、スポーツやカラオケを一緒に行う等の活動そのものの支援（ただし、活動中に排泄介助等の具体的な身体介護を要する間の見守りは可）
- ・旅行等の宿泊を含む外出（宿泊先までおよび宿泊先からの移動部分についての利用は可）
※同行援護・行動援護については取り扱いが異なる場合があります。
- ・宗教（布教）活動等
（慣習として行われる神社・仏閣等への参拝、墓参り、単に一般聴衆として参加する宗教的な集まり等は可）

VIII 小学生の利用についての注意点（行動援護は除く）

小学生の障害児の利用については、保護者等、他の付き添いが得られない場合にのみ利用ができます。付き添えない理由については、以下に該当することが必要です。未就学児は利用できません。

①社会的理由にあたるもの

- ・疾病（入院、通院、服薬を行っている状況）
- ・出産、看護
- ・就労、出張、転勤
- ・冠婚葬祭
- ・事故、災害、失踪
- ・きょうだい児の学校行事等公的行事への参加

②対象の行動障害が顕著であるなど保護者ひとりでは対応できない場合

※保護者の介護負担軽減、対象児以外の子どもとの時間を確保したいといった理由では利用できません。また、両親のどちらか一方に就労状況や社会的理由が無い場合は利用できません。

IX 介護保険制度対象者のかたへ

介護保険制度の対象者については、原則として介護保険での訪問介護を優先して利用していただきます。

X 2人介護が可能な場合

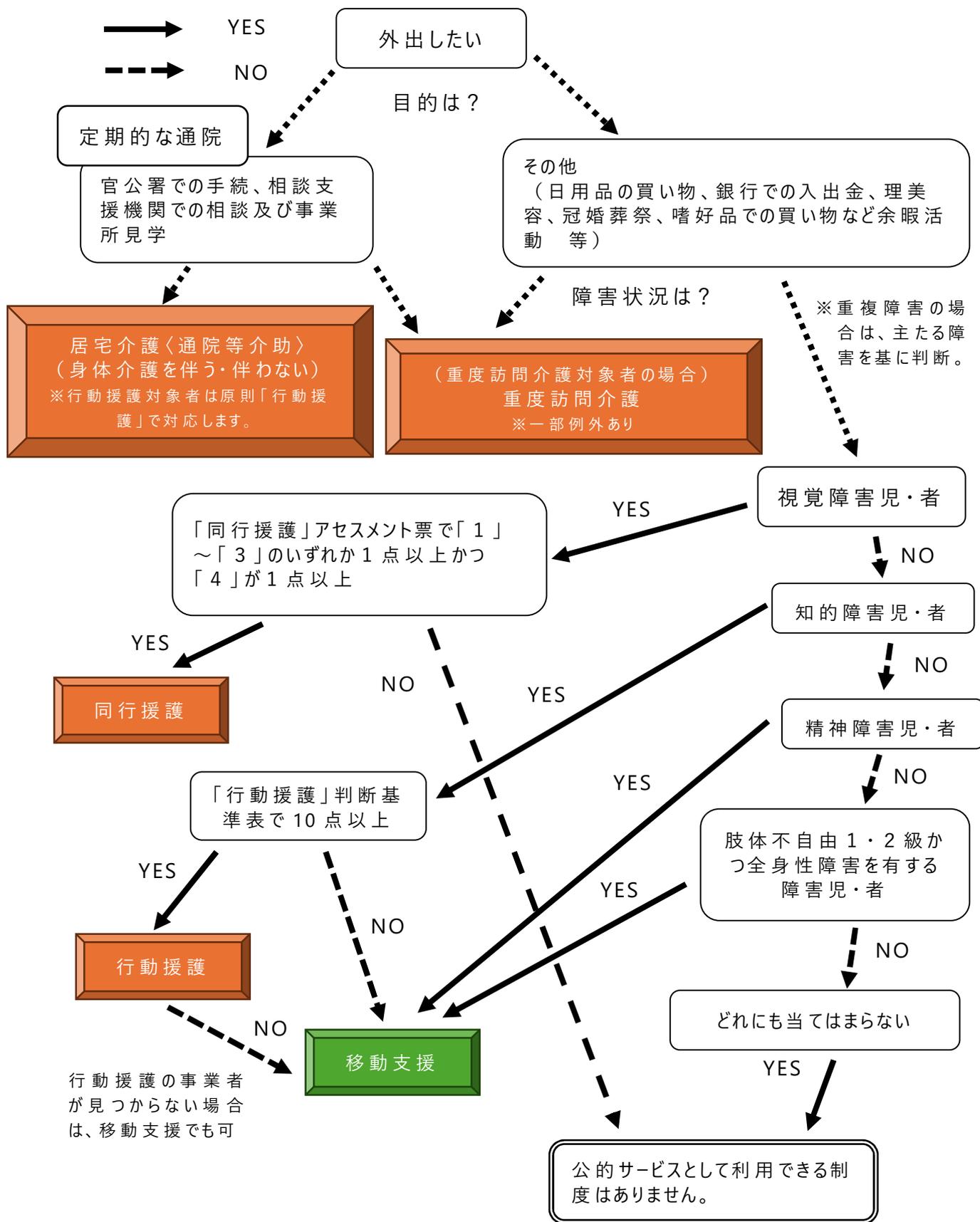
2人の従事者により移動支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護若しくは行動援護（以下「居宅介護等」という。）または重度障害者等包括支援が提供される場合は、利用者の同意がある場合であって次のイからハまでのいずれかに該当する必要があります。



なお、利用時に2人介護が可能な旨が記載されたサービス受給者証を提示する必要がありますので、該当する場合は事前に障害者福祉課までお問い合わせください。

- イ 障害者等の身体的理由により1人の従事者による介護が困難と認められる場合
（例 移動中や外出先において、体重が重い利用者に排泄介助等を提供する場合等）
- ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ハ その他障害等の状況等から判断して上記に準ずると認められる場合

参考 外出支援サービス 適用フローチャート



XI 各サービスの支給量基準について

障害福祉サービス等の支給量基準（公費により助成する量）は、市町村が定めることとされているため、武蔵野市では一定の指標として支給量を定めています。

具体的な支給量の決定は、障害支援区分の他、利用者のサービス利用意向、家族等の介護者の状況、社会的活動状況など概況調査で得られる事項、サービス等利用計画案を勘案して、個別に支給決定を行います。

・視覚障害の身体障害者手帳を所持しているかた

援助内容	条件	基本	支給のサービス区分
代読・代筆	代読・代筆が必要な視覚障害者で、代読・代筆について介護保険での対応が困難な場合。 障害支援区分の認定が必要。	1時間/週	家事援助

1 同行援護

年齢区分	支給量
大人	50時間/月
中高生	50時間/月
小学生	20時間/月

2 行動援護

- ・原則として40時間/月（障害児・障害者の区分無し）
- ・地域生活支援事業の移動支援との併給はできません。

3 移動支援

区分	支給時間上限
知的障害児・者（小学生）	年間240時間の範囲内
知的障害児・者（中学生・高校生）	年間260時間の範囲内
知的障害児・者（18歳以上）	年間300時間の範囲内
全身性障害児・者	年間240時間の範囲内
精神障害児・者	月20時間の範囲内

※障害者支援施設入所者（共同生活援助を除く）については、年間60時間を限度とし、帰省時に利用可能です。入所施設と自宅の送迎には利用できません。

なお、下記の支給量加算を受けられる場合がありますので、該当する可能性がある場合は障害者福祉課までご相談ください。

区分	加算の上限時間	加算内容
ひとり親加算	月20時間	ひとり親家庭で、生計維持のため働かなければならない場合
介護者加算	月20時間	介護者が障害または高齢等により本人の介護ができない場合
要介護者加算	月10時間	本人以外に介護を必要とする家族がいる場合
病気等一時加算	月20時間（必要と認められる期間）	介護者が病気等により一時的に本人の介護ができない場合（要診断書）
行動障害加算	月15時間	

XII Q&A

通院等介助・通院等乗降介助

Q 1 目的地が複数ある場合にも利用できるか。

A 1 目的地が複数あって居宅が始点または終点となる場合は指定障害福祉サービス（生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型）、指定通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）、地域活動支援センター、地域生活支援事業の生活訓練等及び日中一時支援の場所から目的地（病院等）への移動等を同一の指定居宅介護事業所が行うことを条件に通院等介助及び通院等乗降介助を利用できます。

例えば「自宅→病院→障害福祉サービス事業所」や「障害福祉サービス事業所→病院→自宅」は利用可能ですが、「障害福祉サービス事業所→病院→障害福祉サービス事業所」は利用不可です。

Q 2 通院等乗降介助において、身体に触れる介助は不要だが、送迎をしてもらいたいときに利用可能か。

A 2 通院等乗降介助は具体的に介助する行為を要することが必要です。例えば、利用者の日常生活動作能力などの向上のために転倒しないよう側について歩き、介護は必要時だけ行うといった場合は利用可能ですが、乗降時に車両内から見守るのみの場合は利用できません。

同行援護

Q 1 養護老人ホームに入所しているが、同行援護の利用は可能か。

A 1 養護老人ホーム（盲養護老人ホームを含む）や介護保険施設等の入所者については身体の状態や入所している施設の種別によって利用の可否が変わりますので、ご希望の場合は事前に障害者福祉課までご連絡ください。

行動援護

Q 1 居宅内での行動援護の利用は可能か。

A 1 居宅内の行動援護が必要であるとサービス等利用計画などから確認できる場合は必要期間内において居宅内での利用が可能です。また、外出の前後に限らず、居宅内での支援も可能です。

Q 2 短期入所の送迎時に利用可能か。

A 2 短期入所事業所が送迎加算を算定していなければ利用が可能です。

移動支援

Q 1 他の障害福祉サービスを利用している場合、移動支援を利用できないことがあるか。

A 1 重度訪問介護や同行援護、行動援護を利用している場合は利用できません。

Q 2 難病患者は利用できるか。

A 2 利用できません。ただし、身体障害者手帳 1・2 級で全身性障害（両上肢かつ、両下肢または体幹、移動機能障害）を有するかたは利用できます。

Q 3 未就学児が利用できないのはなぜか。

A 3 移動支援は、障害者（児）本人に対する外出支援を目的としており、保護者役割を代替するものではないことから、児童であって障害の有無にかかわらず単独での外出が見込まれない未就学児については利用の対象外としています。

Q 4 介護保険の対象者だが、移動支援も利用できるか。

A 4 介護保険の対象のかたも移動支援事業を利用できる場合があります。介護保険の対象とならない社会参加のための外出などが利用の対象となります。ただし、利用者の状況等を介護保険のケアプランに位置付ける必要があります。

Q 5 入院中は利用できるか。

A 5 移動支援は自宅等で生活する障害者等を対象としているため、入院中のかたは対象外です。

Q 6 利用が35分だった場合、利用者負担は30分分か1時間分か。

A 6 繰上げとなるため、1時間分の利用者負担となります。

Q 7 現在 A 事業所で移動支援を利用しているが、他の事業所でも利用は可能か。

A 7 複数の事業所で利用可能ですが、受給者証に記載の支給量を超えての利用はできません。支給量を超えた場合は実費負担が発生しますので、ご自身で適切に管理してください。

Q 8 ヘルパーが運転する車を利用して目的地まで移動した場合でも、移動支援は利用できるか。

A 8 移動時の交通機関は、公共交通機関、タクシーを利用することが原則です。常時介護が行える状態で行う支援のため、自転車・ヘルパーが運転する車での移動は移動支援の対象になりません。

Q 9 自宅以外の場所で待ち合わせをし、目的地までのサービスを提供することは可能か。

A 9 利用者の待ち合わせ場所までの安全性が確認でき、利用者の合意があれば可能です。ただし、原則は終点が自宅等（利用者の生活の場所）である必要があります。

Q 10 障害者支援施設に入所しており帰省時に利用したいが、両親がすでに他界しているため実家が無い。親族の自宅から移動支援を利用できるか。

A 10 利用できます。ただし、入所施設を発着する利用はできません。

Q 11 通院に移動支援を利用できるか。

A 11 定期的な通院については障害福祉サービスにおける「居宅介護（通院等介助）（通院等乗降介助）」を利用していただくため移動支援の対象とはなりません。ただし、単身または保護者が高齢により介助者の付き添いが困難なことで、本人単独での外出が困難な場合には、一時的な利用（突発的な病気やけがのための受診、健康診断等）が可能です。また、介護保険制度で通院介助が利用できるかたは突発的な利用も含め介護保険制度の利用を優先してください。

Q 12 事業所・学校が主催した遠足・懇親会等のレクリエーション活動に際して移動支援を利用することはできるか。

A 12 事業所・学校が主催した行事については、事業所・学校側が対応すべきものとなるため、原則移動支援の対象となりません。ただし、活動場所（事業所・学校等）までの送迎については利用可能です。

Q 13 短期入所先への送迎に利用できるか。

A 13 原則利用できません。

Q 14 短期入所利用中に移動支援は利用できるか。

A 14 原則利用できません。短期入所についてはあくまで短期間での利用が前提のため、周辺散策であれば短期入所事業所による外出支援が適当であると考えられます。しかし、通学の特例に該当し、学校等社会生活上必要不可欠な外出であれば、移動支援の利用が認められる場合があります。この際、短期入所事業所が得られる報酬に影響が生じるため、障害者福祉課・短期入所事業所に相談・調整したうえでご利用ください。

Q 15 短期入所利用後の通所先への送迎に移動支援を利用できるか。

A 15 通所には利用できません。

Q 16 スーパー銭湯やプールなどの余暇を目的とした利用の場合、浴室内やプール内の支援を伴う介護を移動支援の対象として良いか。

A 16 スーパー銭湯等までの移動、窓口での受付、更衣・食事・排泄介助、健康確認などに利用可能です。

しかし、移動支援が対象とするのはヘルパーが通常業務用の装備（服装等）で行えるものであり、支援中ヘルパーが更衣を要するものや特別な装備を用意するようなもの（登山、水泳、ダイビング、サーフィン等）は対象外のため、浴室内での介助やプール内での遊泳介助は行えません。

Q 17 習い事への往復に移動支援は利用できるか。

A 17 余暇活動であるため可能です。ただし児童については習い事への送迎は本来保護者が行うべきものであると考えられるため原則として利用できません。

Q 18 通学の特例に該当すれば、放課後等デイサービス等の通所に利用できるか。

A 18 利用できません。

Q 19 家族等が目的地まで送迎し、事業者は目的地でのみ支援を行うことは可能か。

A 19 単独で外出が困難な方への移動の支援のため、目的地のみでの利用はできません。原則は始点か終点が自宅等（利用者の生活の場所）である必要があります。

Q 20 サイクリング目的での利用は可能か。

A 20 道路交通法で規定される並進の禁止では、ヘルパーが転倒しないよう側について運転したり、事故が無いよう常に見守ることが困難なため、公道で移動する際の自転車利用はできません。道路交通法の及ばない公園のサイクリングロード（私有地）では施設管理者の規定によりますので、ご確認ください。

移動に関する全般的事項

Q 1 身体介護を伴う・伴わないの判断基準はあるか。

A 1 初回の申請時に担当者が聞き取りを行い、歩行・移乗・移動・排尿・排便のいずれかに身体介護が必要かどうか、障害者福祉課で判断を行います。初回の申請以降に身体状況が変わられた場合はご連絡ください。

Q 2 父が海外赴任になってしまった。利用者負担はどうなるか。

A 2 海外に転出し、その年度の住民税を国内の自治体に申告できない場合は市民税課税世帯として取り扱います。

Q 3 外出前後に行う利用者居宅内での支援は可能か。

A 3 同行援護、行動援護については外出に付随する必要な援助として、持ち物の確認、戸締り、火器等の安全確認、車椅子準備、購入した物をしまう、更衣介助等、外出のための準備と帰宅後に行う15分以内の援助であれば算定することができます。

Q 4 ヘルパーが自分の家族に対してサービス提供を行うことはできるか。

A 4 同居家族である利用者に対しては認められません。また、別居の場合であっても、公的サービスとして望ましい状態ではないため、3親等以内の親族に対するサービス提供はできません。

Q 5 現在、他市で障害福祉サービス受給者証があり利用している。今後、武蔵野市に転入する予定であるが、引き続き利用できるか。

A 5 転入日から利用するためには、転入前のご相談が必要です。また、転入日中に申請手続きをしていただく必要があります。詳細は障害者福祉課までお問い合わせください。

Q 6 外泊に利用できるか。

A 6 「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適切でない外出」にあたらなければ利用が可能です。ただし、同行援護、行動援護、移動支援については、就寝中等、サービス提供を行っていない時間は利用ができず、目的地までの送迎についてのみ利用できます。重度訪問介護については、見守りの支援を行っている夜間も利用可能です。

Q 7 就職（求職）活動（ハローワークなどへの移動）に利用できるか。

A 7 ハローワークや会社等での支援が困難であることが想定されるため、重度訪問介護、同行援護または移動支援の利用が可能です。ただし、対価を伴う就労等の経済活動には利用できません。

Q 8 風俗やキャバクラに行くための外出で利用可能か。

A 8 接待を目的とするお店への外出は「社会通念上、公費としての支出が適切ではない外出」にあたるため、利用できません。

Q 9 居酒屋への外出で利用可能か。

A 9 飲酒を目的とする飲食のための外出は「社会通念上、公費としての支出が適切ではない外出」にあたるため、利用できません。なお、冠婚葬祭等の場での飲酒については、その主たる目的が飲酒でないため利用可能です。

Q 10 公共交通機関を利用した移動をする際の乗車中の支援は対象か。

A 10 同乗中は行動障害によって見守りを要する場合や下肢機能、体幹機能障害により座位の保持が困難で、ヘルパーが体を支える必要がある場合等は利用可能です。同乗中にヘルパーが行う必要な支援はサービス等利用計画に位置付ける必要があります。

Q 11 宗教活動については、どの範囲まで利用可能か。

A 11 冠婚葬祭や教会のミサへの参加は可能です。布教活動では利用できません。